

退職

Q

家庭の事情でパートの仕事を辞めたいと思うのですが、会社からはもう少し待ってくれと言われています。どうしたらよいでしょうか。



A

退職する場合は、2週間前までに会社に伝えましょう。

労働者には退職の自由がありますので、雇用期間の定めがない場合は、いつでも退職することができます。

しかし、いつでも退職できるからといって突然辞めてしまうと、会社の業務に支障がでたり、損害を与えてしまうケースが考えられます。ですから、こういったトラブルを防ぐためにも会社を辞める時は、少なくとも2週間前にはその旨を会社に伝えるようにしましょう。

というのも、雇用期間の定めがない場合については、退職の申し入れから原則として2週間を過ぎれば会社の同意がなくても法律上労働契約は終了することになっているからです。（民法第627条第1項。但し第2項で、例えば月給制のように、期間をもって報酬を決めた場合について別の定めが置かれています）。

しかし、雇用期間の定めがある場合については、退職するためには、病気やその他「やむをえない理由」が必要となります（民法第628条）。

なお、会社によっては、就業規則などで退職について、会社の承諾を条件として付しているケースが見受けられますが、これは退職の自由を制限するもので無効となります。